

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月10日	
堺 市 長 殿	
提出者 住 所 大阪府大阪市福島区福島 6 丁目 2 番 6 号 氏 名 株式会社安藤・間 大阪支店 執行役員支店長 飯塚 泰人 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6453-2190	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社安藤・間 大阪支店
事 業 場 の 所 在 地	大阪府大阪市福島区福島 6 丁目 2 番 6 号
計 画 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	0 6 総合工事業
②事 業 の 規 模	元請完成工事高 2 8 , 3 4 5 百万円
③従 業 員 数	3 0 7 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「処理フロー図」参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 「管理体制図」 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	排出量	0 t	8 t
	（これまでに実施した取組） ①資材の省梱包化 ②再生業者への委託 ③混合廃棄物排出の抑制		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	排出量	1 t	50 t
	（今後実施する予定の取組） ①保管スペースの環境整備 ②資材の計画的搬入の促進 ③廃棄物抑制の教育		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリート塊、アスファルト塊、汚泥、木くず、金属くず等基本的な取り組みとして混合廃棄物の量を低減すべく分別に取り組んでいる。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） パトロール時に保管状況を確認し、分別徹底の取組み周知を図る。

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁
0 t	146 t	0 t	30 t

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁
5 t	50 t	10 t	930 t

がれき類	建設混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	
3515 t	81 t	1 t	t

がれき類	建設混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	
6000 t	500 t	1 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自らの埋立て、海洋投棄処分は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	全処理委託量	0 t	8 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	8 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	6 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。		

t	t	t	t

t	t	t	t

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁
0 t	146 t	0 t	30 t
0 t	141 t	0 t	30 t
0 t	145 t	0 t	27 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

t	t	t	t

t	t	t	t

がれき類	建設混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	
3515 t	81 t	1 t	t
262 t	81 t	1 t	t
3270 t	60 t	1 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	全処理委託量	1 t	50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1 t	50 t
	再生利用業者への処理委託量	1 t	45 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) これまで同様に最終処分場への処分量を低減するために、再生利用率の高い業者への委託を基本に考えるが、今後はさらに不法投棄のリスクを回避するため、現地確認を徹底するとともに、二次処理以降の処理状況についても残容量の管理状況を含めた処理フローの確認を行う。		
※事務処理欄			

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁
5 t	50 t	10 t	930 t
5 t	48 t	0 t	930 t
5 t	50 t	10 t	840 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

がれき類	建設混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	
6000 t	500 t	1 t	t
450 t	500 t	1 t	t
5580 t	370 t	1 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。